

令和元年第3回定例会

# 福山地区消防組合議会会議録

2019年（令和元年）12月19日

福山地区消防組合議会

令和元年第3回福山地区消防組合議会定例会会議録目次

2019年（令和元年）12月19日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席	1
開会・開議	3
諸般の報告	3
消防業務報告	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者挨拶	5
報第 2号 平成30年度福山地区消防組合一般会計継続費精算の報告につ いて	6
議第10号 平成30年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につ いて	7
議第11号 令和元年度福山地区消防組合一般会計補正予算	15
議第12号 福山地区消防組合職員の分限に関する条例の一部改正について	18
議第13号 福山地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の 一部改正について	20
議第14号 福山地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例の制定について	21
議第15号 福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組 合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一 部改正について	23
議第16号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について	25
閉会	28

令和元年第3回福山地区消防組合議会定例会会議録

2019年（令和元年）12月19日（木曜日）

福山市議会議事堂全員協議会室

---

**議 事 日 程**

2019年（令和元年）12月19日 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報第 2号 平成30年度福山地区消防組合一般会計継続費精算の報告について
- 第 4 議第10号 平成30年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議第11号 令和元年度福山地区消防組合一般会計補正予算
- 第 6 議第12号 福山地区消防組合職員の分限に関する条例の一部改正について
- 第 7 議第13号 福山地区消防組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例等の一部改正について
- 第 8 議第14号 福山地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 9 議第15号 福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 第10 議第16号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について

---

**本日の会議に付した事件**

諸般の報告

消防業務報告

以下議事日程のとおり

---

**出 席 議 員**

1番 喜 田 紘 平

2番 宮 本 宏 樹

3番 奥 陽 治

4番 三 藤 毅

5番 河村 晃子  
7番 小川 清治  
10番 大田 祐介  
12番 高木 武志  
14番 法木 昭一  
16番 早川 佳行  
18番 小林 茂裕  
20番 徳山 威雄

6番 大本 千香子  
9番 榊原 則男  
11番 高田 健司  
13番 宮地 徹三  
15番 稲葉 誠一郎  
17番 棗田 澄子  
19番 川崎 卓志

---

### 欠席議員

8番 大塚 忠司

---

### 説明のため出席した者の職氏名

管理者	枝廣 直幹	副管理者	中島 智治
副管理者	小野 申人	副管理者	入江 嘉則
監査委員	近藤 洋児	監査委員	橋本 龍之
会計管理者	池田 浩己	消防局長	藤井 徹太
総務部長	西頭 智彦	警防部長	吉澤 浩一
総務部総務課長	徳光 宏明	総務部総務課 政策担当課長	下宮 正靖
総務部管理課長	能島 正和	警防部予防課長	三好 浩正
警防部警防課長	曾根 康太	警防部 救急救助課長	濱田 善章
南消防署長	本瓦公一郎	北消防署長	穂垣 光浩
東消防署長	高橋 光男	西消防署長	佐藤 充
水上消防署長	青木 浩司	芦品消防署長	川崎 義純
深安消防署長	貝原 照浩	府中消防署長	吹抜 芳昌

---

### 事務局出席職員

事務局長	佐藤 洋久	事務局員	表 宏哉
事務局員	村上 昌嗣	書記	吉岡 佑之
書記	坂田 孝治		

---

議長（早川佳行） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和元年第3回福山地区消防組合議会定例会を開会いたします。

---

議長（早川佳行） これより本日の会議を開きます。

---

議長（早川佳行） ただいまの出席議員19人であります。欠席の届け出のあった議員は、8番、大塚忠司議員であります。

---

#### 諸般の報告

議長（早川佳行） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から2019年、令和元年5月分から9月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

以上の報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして諸般の報告を終了いたします。

---

#### 消防業務報告

議長（早川佳行） 次に、消防局長から消防業務報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

消防局長。

消防局長（藤井徹太） 失礼します。貴重な時間を賜りまして、消防業務につきまして御報告を申し上げます。

初めに、部下職員に対するハラスメント行為が発生し、7月に当該職員に対して懲戒処分を行いました。議員の皆様を初め、地域住民の皆様に変な御心配をおかけし、心より深くおわび申し上げます。

次に、火災・救急業務の状況であります。

お手元に配付いたしております参考資料の火災・救急統計資料をごらんいただきたいと思っております。

1 ページをお願いいたします。本年1月から11月末までの火災の発生状況を表の中段左端に前年同期と比較して掲載いたしております。本年の火災発生件数は90件で、前年同期と比較し7件の減少となっており、建物、林野、車両の火災が全体的に減少したものであります。また、死者につきましては、表の中ほどにありますように、前年同期と比較し3人増の5人となっており、建物火災及びその他火災によるものであります。

次に、損害額は表の右端にありますように3億8,300万円余で、前年同期と比較し2億1,300万円余の増となっております。

2 ページには、構成団体別の内訳を掲載いたしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続いて、救急業務の状況でございます。

3 ページをお願いいたします。本年1月から11月末までの状況を表の左端中ほどに掲載いたしております。出場件数は2万841件で1万8,749人を搬送しております。前年同期と比較し、出場件数で456件、搬送人員で535人の減少となっております。主な種別といたしましては、急病や交通事故による救急要請が減少したもので、2008年以来11年ぶりに前年比較で減少が期待されるところであります。

4 ページには、構成団体別の内訳を掲載いたしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、10月1日に実施しました消防競技大会では、地域の事業所や防火協会から239チーム、545人と多くの皆様に参加いただき、初期消火の重要性を啓発いたしました。

次に、予防関係では、10月31日に発生しました那覇市での首里城の火災を受け、国宝の明王院など10カ所の文化財を構成市町の文化財担当部局と緊急合同査察を実施し、防火安全対策の徹底を図るよう指導いたしました。また、防火・避難基準適合防火対象物公表制度に基づき、現在438件の防火対象物をホームページに掲載するとともに、安心・安全の情報提供を行っております。

次に、昨年度から開始しました違対象物公表制度につきましては、現在2件の違対象物をホームページ等で公表しており、早期の是正に向け継続した指導を行っているところでございます。

次に、ホテル、旅館への表示マークにつきましては、現在32施設に交付しており、今後とも公表制度と同様、特定行政庁と連携し、拡充に努めてまいります。

次に、今年度からホテル、旅館、店舗などの不特定多数の方が出入りする防火対象物と同様に、工場、事務所、倉庫などにつきましても定期的に査察を実施することとし、違反のある施設に対しましては継続的な是正指導を行っているところであります。引き続き、定期査察の100%実施を継続し、防火対象物の安全確保を図ってまいります。

これから年末にかけて火災が多発する時季でもあり、12月20日から31日まで消防関係団体の皆様とともに年末特別火災予防運動を展開し、住民の防火意識の高揚と火災の発生防止に努めてまいります。

今後とも、住民の多様化するニーズに的確に対応できるよう職員一丸となり、住民に寄り添った消防行政推進に努めてまいります。引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、消防業務の御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（早川佳行） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、1番、喜田紘平議員及び17番、棗田澄子議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（早川佳行） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

この際、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（枝廣直幹） 本日は、12月定例組合議会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただきましてまことにありがとうございます。

開会に当たり、消防行政の状況、本年度の主要事業の取り組み状況、また議案の大要について御説明申し上げます。

初めに、本年の災害状況を振り返りますと、去る9月、10月の台風に伴う記録的な大雨により、東日本を中心に甚大な被害が発生いたしました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

このような災害に備え、本消防組合では、中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練に参加し、災害対応力の向上や各消防本部との連携強化を図ったところであります。

次に、本年度の主要事業の取り組み状況についてであります。

まず、車両整備については、高規格救急自動車、はしご付消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、救助工作車など計5台を順次配備し、運用を開始しています。

次に、西消防署改築事業については、現在庁舎に併設する訓練塔を建設しており、来年2月末の完成に向けて計画どおり進捗しています。

次に、深安消防署改築事業については、現在新庁舎の基本実施設計を行っており、また仮庁舎として旧神辺中央コミュニティーセンターの改修工事にも着手し、来年3月の業務開始に向けて計画どおり進捗しています。

次に、本定例会の議案としては、平成30年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定、令和元年度福山地区消防組合一般会計補正予算ほか、条例の制定及び一部改正を5件提出しています。

なお、決算についての監査委員の指摘要望事項については、その対応策を講じ、事務事業のより適切かつ効率的な執行に努めてまいります。

今後とも、消防使命達成のため、消防局長を中心とし職員一丸となり、消防業務に鋭意取り組んでまいります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げます、御挨拶といたします。

---

### 日程第3 報第2号 平成30年度福山地区消防組合一般会計継続費精算の報告について

議長（早川佳行） 次に、日程第3 報第2号平成30年度福山地区消防組合一般会計継続費精算の報告について説明を求めます。

政策担当課長。

総務部総務課政策担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。報第2号平成30年度福山地区消防組合一般会計継続費精算の報告について御説明申し上げます。



本件は、2017年度、平成29年度に継続費を設定いたしました西消防署改築事業について、2018年度、平成30年度に事業が終了したことに伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に御報告するものでございます。

2カ年の全体計画の事業費は、7億6,389万2,640円となったものでございます。

事業にかかわる年割り額、財源内訳などにつきましては、表の各欄に記載のとおりでございます。

事業の概要でございますが、鉄筋コンクリート造4階建て、延べ面積2,157.52平方メートル、防災活動の拠点として庁舎を整備し、昨年10月に完成したところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（早川佳行）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして報第2号を終了いたします。

---

#### 日程第4 議第10号 平成30年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

**議長（早川佳行）** 次に、日程第4 議第10号平成30年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

管理課長。

**総務部管理課長（能島正和）** 失礼いたします。議第10号平成30年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

一般会計歳入歳出決算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出決算規模は、歳入決算額66億2,671万8,499円、歳出決算額65億3,249万1,139円で、歳入歳出差し引き残額は9,422万7,360円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源4万6,000円につきましては、常備用消防自動車等整備事業に伴う財源で、2018年度、平成30年度に収入いたしましたものを繰り越すものでございます。

続きまして、2ページから3ページにかけては、歳入の款及び項ごとに予算現額と収入済額との比較までについて記載いたしております。

4ページから5ページにかけては、歳出の款及び項ごとに予算現額と支出済額との比較までについて記載いたしております。

なお、歳入、歳出の決算内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

それでは、6ページから7ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款分担金及び負担金の収入済額は58億6,531万6,000円で、歳入総額に占める割合は88.5%となっております。

また、構成団体別の負担金の内訳は、7ページに掲げているとおりであります。

第2款使用料及び手数料の収入済額は834万682円で、主なものといたしましては、危険物取扱許可等手数料の596万6,750円であります。

第3款国庫支出金の収入済額は1,454万9,000円で、これは北消防署の高規格救急自動車の更新整備に係ります消防施設整備費補助金であります。

第4款財産収入の収入済額は2,597円で、これは消防施設等維持整備基金の運用益金であります。

第5款繰越金の収入済額は8,022万3,280円で、これは2017年度、平成29年度からの繰越金であります。

第6款諸収入の収入済額は5,418万6,940円で、内訳といたしましては、組合預金利子の1,138円と雑入の5,418万5,802円であります。

8ページから9ページをお願いいたします。違約金及び延納利息の収入未済額22万6,800円につきましては、北消防署ほか1清掃業務委託に係る違約金でございます。

次に、雑入の主なものといたしましては、広島県と福山市へ派遣した職員6人に係ります派遣職員給与費負担金4,532万4,103円と山陽自動車道の救急業務に係ります高速自動車道救急業務交付金367万4,970円であります。

第7款組合債の収入済額は6億410万円で、主なものといたしましては、北消防署の高規格救急自動車の更新整備に係ります消防車両等整備事業及び西消防署改築事業によるものであります。

それでは、10ページから11ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございます。

第1款議会費の支出済額は243万389円であります。

第2款総務費の支出済額は4,806万6,832円であります。主なものといたしま

しては、消防施設等維持整備基金への積立金4,040万2,597円であります。

第3款消防費の支出済額は60億79万1,662円であります。

12ページから13ページをお願いいたします。主なものといたしましては、常備消防費の支出済額で52億9,177万7,695円となり、前年度決算に比べ5,758万円余の増となりました。

なお、各署所費の節、区分、支出済額につきましては、12ページから15ページにかけて掲げているとおりであります。

14ページ中段、消防施設費をお願いいたします。消防施設費の支出済額は7億901万3,967円であります。主なものといたしましては、北消防署及び府中消防署の高規格救急自動車の更新整備に係ります消防車両等整備事業及び西消防署改築事業によるものであります。

15ページ中段にお示ししている翌年度繰越額繰越明許費534万6,000円につきましては、常備用消防自動車等整備事業に伴うもので、繰越理由といたしましては、平成30年7月豪雨災害時の災害対応中に浸水し修理不能になった車両を緊急に整備いたしましたが、納入に時間を要し、平成30年度内の納入が困難となったため繰り越したものであります。

なお、主要な施策につきましては別冊の主要な施策の成果等説明書にお示しをいたしているとおりであります。

第4款公債費の支出済額につきましては4億8,120万2,256円で、前年度決算に比べ6,230万円余の増となりました。その主な要因といたしましては、2015年度、平成27年度消防救急デジタル無線設備整備（活動波）に係る元金の償還が開始したことによるものであります。

16ページをお願いいたします。第5款予備費でございますが、充用はいたしておりません。

19ページから20ページをお願いいたします。財産に関する調書の1、公有財産の状況でございますが、土地及び建物につきましては、土地に係る増減はございませんが、建物につきましては、行政財産が2,114.75平方メートル、普通財産が42.77平方メートルの合計2,157.52平方メートル増加しております。これは、西消防署新庁舎2,157.52平方メートルの増及び旧庁舎の車庫を解体するに当たり、車庫部分42.77平方メートルを行政財産から普通財産に分類変更したことによるものでありま

す。動産につきましては、増減はございません。

21ページをお願いいたします。2、物品、重要物品の状況でございますが、当年度中における異動は、空気呼吸器用移動式高圧コンプレッサー1機を設置したことによる増、老朽化に伴うホース洗浄機1機の減及び先ほど繰越明許費で申し上げました平成30年7月豪雨災害時の災害対応中に浸水し修理不能になった北消防署の小型動力ポンプ積載車1台を廃棄した減であり、年度末現在高は前年度より1点少ない138点であります。なお、更新しました車両につきましては今年度配備をいたしております。

22ページをお願いいたします。3、基金の状況でございますが、2017年度から消防施設等維持整備基金として積み立てを行っており、当年度は4,040万2,597円の積み立てを行い、現在高は8,240万3,034円となっております。

以上で平成30年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**議長（早川佳行）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

河村議員。

**5番（河村晃子）** まず最初に、連日の消防局の皆さんの御奮闘に感謝申し上げます。

平成30年度の取り組み状況について、まず3点お伺いさせていただきます。

この間、何度か質疑もさせていただきましたが、夜間警備勤務についての検討委員会を立ち上げておられ、2018年度議論されてきたと思います。その内容についてお答えください。

それから2点目ですが、消防業務は災害対応であるとか、それから消防活動などの緊急対応、それから予防査察など多岐にわたる業務があるわけですけれども、とりわけ平成30年7月豪雨では全職員を参集するという非常体制をとられたということです。火災や救急などの通常業務に加えての災害対応ということで本当に御苦労もあったかなと思うわけですけれども、その件にかかわって職員体制での課題や教訓などはなかったのでしょうか。

それから3点目ですけれども、成果等説明書には救命ボート5艇を南消防署、駅家分署、西消防署、深安消防署にそれぞれ配備したということになっております。その理由について御説明ください。また、7月豪雨のときには救命ボートでの救助をされておりますけれども、出動件数と救助人数についてお答えください。

**議長（早川佳行）** 総務課長。

**総務部総務課長（徳光宏明）** 失礼いたします。昨年度検討いたしました警備勤務のあり方検討委員会の検討内容についてのお尋ねでございます。

警備勤務のあり方検討委員会は、労働環境や社会環境の変化に適応した新しい警備勤務体制のあり方について検討することを目的に、2018年、平成30年4月1日に消防長の諮問機関として設置をし、昨年度1年間かけて検討委員会を4回、下部組織である検討部会を6回、合計10回の会議で議論を重ね、2019年、平成31年3月25日、年度末に検討結果を取りまとめた答申が消防長へ提出をされております。答申内容の結論といたしましては、ハード面の整備及びソフト面の対応策が整うことを条件に、夜間の警備勤務体制については見直しが可能であるというものでございます。具体的にハード面の整備につきましては、外線電話の建物内一斉鳴動、電話機を鳴動させるタイプのインターホンの設置、また車庫へのシャッターが未設置である一部の消防署所に対してはシャッターの設置などであり、ソフト面の対応策といたしましては、駆けつけや電話照会などへの対応方法についてのマニュアルの作成などが必要であるというものでございます。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** 警防課長。

**警防部警防課長（曾根康太）** 失礼いたします。次に、昨年の7月豪雨災害での課題、教訓等についてのお尋ねでございます。

平成30年7月豪雨災害では、管内で多数被害が発生する中、全員が参集する第3非常配備体制をとり、現場活動におきましてはスムーズな対応ができたと考えております。消防局におきましては、7月豪雨災害での対応について検討会議を開催し、警防本部の運用等における課題を抽出し、5月に警防本部マニュアルの改正に取り組み、これまで大雨災害及び大規模地震災害を想定した警防本部運用訓練を実施し、体制の強化に努めているところでございます。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** 救急救助課長。

**警防部救急救助課長（濱田善章）** 失礼します。救命ボートの配備の理由と救命ボートを活用した救助状況の御報告になります。

まず、7月豪雨における救命ボートを使用した活動実績は37件で156人を救助しています。これらの活動は、主に自宅周辺が冠水し孤立したため、安全な場所へボートを使

用し搬送したものであります。これらの事案を受けまして、昨年救命ボートを5艇増強したものでございます。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** 河村議員。

**5番（河村晃子）** まず、夜間警備勤務については答申が出たということでハード面、ソフト面の業務の見直し等を行うということになるということですが、その答申を受けての現在の取り組み状況についてお答えください。

それから、7月豪雨での対応のところですが、スムーズな対応ができたというお話で今後体制の強化なども努めているということでした。とりわけ消防、この救急、本当に精神的にも肉体的にもなかなか厳しい業務であるかなと思うわけですが、この成果等説明書によりますと、職員数が552人と書かれております。そのうち職員の病休の人数はどのようになっているのか、人数について、それから休職に至っているけがとか病気とかその内訳について、人数についてお示しいただけたらと思います。

それから、今5艇を追加したということで、救命ボートについては全部で何艇になったのかお答えください。

それから、芦田川、府中から福山にかけて芦田川が走っておりますけれども、国交省の資料によりますと、越水などによって堤防が決壊する危険があるという重要水防箇所という地図、一覧などが示されているなど、もし決壊した場合の浸水被害というのは相当大的なものになるかと思うわけです。福山市分であれば流域人口が27万人ということになりますから、今回救助ボートを増強したということになりますけれども、今後いろんな災害等も起こってくる可能性もあるわけですが、今後のこのボートの拡充についてはどのようにお考えなんでしょうか。

**議長（早川佳行）** 総務課長。

**総務部総務課長（徳光宏明）** まず、夜間警備勤務体制について答申を受けての現在の取り組み状況についてお尋ねでございます。

現在、この答申を受けて、ハード面の整備に係る経費の積算やマニュアルの作成方法についてその詳細を精査しているところでございます。

続いて、病気休暇、それから病気休職の状況についてのお尋ねでございます。

2018年度の状況でございますが、まず病気休職に至った事例が2件、2人でいずれも精神疾患、心の病によるものでございます。それから、病気休暇の状況ですが、全体で

19件、19人で、その内訳といたしましては、けがによるものが9件、病気によるものが8件、精神疾患、心の病によるものが2件となっております。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** 救急救助課長。

**警防部救急救助課長（濱田善章）** 失礼します。救命ボートの保有状況は、本組合においては救命ボートは10艇でございます。配置場所については、南消防署、北消防署駅家分署、西消防署、水上消防署、深安消防署、芦品消防署、府中消防署の7署に配備しております。

ボートの拡充についてでございます。中核市53消防本部のボートの保有台数の平均は8.5艇でございます。本組合は10艇でございます。この10艇で他の中核市と比較しても充足していると考えております。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** 河村議員。

**5番（河村晃子）** まず、夜間警備勤務についてであります。今、ハード面の積算であるとか、マニュアル等を今精査されているということでもあります。業務については、ハード面、ソフト面もいろいろ工夫しながら改善していきたいということは要望しておきます。

それから、夜間警備勤務を、じゃあそれでなくしていくことについては、どのような影響があるのかということはお答を受けてという話ですけれども、十分よく見ていく必要があるかと思えます。やはり基本的には、夜間警備勤務については継続していただきたいということをお願いしておきます。

それから、消防職員の皆さんの健康状況のことですけれども、災害時代と言われておまして、やはりさまざまな対応が求められております。そういった面での職員さんの健康や安全ということをお考えたときには、常備消防職員さんの充足率は100%目指して取り組んでいただきたいと思うわけです。先ほど病休の人数も示されました。けがとか、病気が8件、心の病が2件ということです。この人数はその前の年度と比べてふえているのか減っているのか、状況についてお示しいただきたいを思います。それから、今後の職場の改善ですね。これについてはどのように取り組まれていくのかお答えください。

それから、救命ボートですけれども、5艇から10艇にしたということなのと、中核市の中では多い保有艇数ということで、これについては本当に評価ができるものです。しかし、台風が日本を襲ったこの15号、19号の影響もいろいろありましたけれども、広い

範囲で被災をするということで応援隊を組むのも非常に困難な状況であったとも聞いております。今は平均よりも多いかもしれませんが、状況を見て、救命ボートについてもやはり今後検証していただいて拡充していただきたいということを要望しておきます。

**議長（早川佳行）** 総務課長。

**総務部総務課長（徳光宏明）** 病気休職、病気休暇者の前年度と比較しての状況と、それから今後の取り組みについてのお尋ねでございます。

まず、病気休職の状況ですが、2017年度は5人で、そのうち4人が心の病によるものでございます。病気休暇の状況ですが、2017年度は13件で、そのうち2件が心の病によるものでございます。増減といたしますと同数程度推移しているという状況でございます。

それから、今後のメンタルヘルスに対する取り組みでございますが、心の病の対応策といたしましては平常時のストレス対策ということが重要だというふうに考えております。ストレスチェック制度の活用や、それから産業医の健康教育、また毎月の健康相談や特定保健指導、そういったものの対象者に対しては受診をしっかりとしていくと、健康管理を平常からしっかりとしていくということをまずもってやっていって、メンタルヘルス対策には取り組んでいきたいと思っております。また、陥った後につきましては職場復帰のリハビリテーションの制度等ありますので、そういった制度をしっかりと対象者には説明をして円滑な職場復帰につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

河村議員。

**5番（河村晃子）** 議第10号平成30年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

本会計は、地域住民の生命、身体及び財産を守り、公共の福祉の増進に資するという重要な会計であります。

当年度は、平成30年7月豪雨に際して全職員参集する非常体制により災害対応を行い



ました。関係職員の災害対応や連日の御奮闘に感謝いたします。

当年度は、高規格救急自動車2台の更新整備や救命ボートの整備、西消防署改築に係る消防施設整備事業などを行いました。また、2012年5月のホテル火災を受け策定した建築物の防火、避難の安全性を確保するための指針に基づき、火災予防査察などに取り組んでいます。また、当年度新たに6人が救急救命士資格を取得したことにより、合計136人としていることは評価できるものです。人員配置は、警防要員88.4%、予防要員は95.5%など、消防職員の充足率は90.2%にとどまっています。火災出動や救助、救急や災害対応など住民の安全確保に直結する業務を担う消防分野においては、人的資源の質や量が住民へのサービス提供のあり方に直結します。また、職員の業務負担軽減のためにも充足率100%を達成することが強く求められます。

以上のことから、次の要望を付して、賛成の討論といたします。

一つ、警防要員、予防要員など常備消防職員を100%に充足させること。

一つ、消防職員による夜間警備勤務は継続すること。業務負担の軽減のために引き続き業務改善に取り組むこと。

一つ、浸水被害時に対応できるよう、さらに救命ボート数を増やすこと。

一つ、消防施設の長寿命化計画を早急に立てること。また、消防署所などの耐震化のための補助制度の創設を引き続き国に対して求めること。

以上です。

**議長（早川佳行）** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（早川佳行）** 起立全員であります。したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

---

## 日程第5 議第11号 令和元年度福山地区消防組合一般会計補正予算

**議長（早川佳行）** 次に、日程第5 議第11号令和元年度福山地区消防組合一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

政策担当課長。

**総務部総務課政策担当課長（下宮正靖）** 失礼いたします。議第11号令和元年度福山地区消防組一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,184万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,045万6,000円といたすものであります。

2ページから3ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額を掲げております。

続きまして、4ページから6ページをお願いいたします。4ページから6ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

7ページをお願いいたします。歳入、第5款繰越金の項・目、繰越金の補正予算額9,417万1,000円の構成団体別の内訳につきましては、8ページの説明欄に掲げているとおりであります。

第6款諸収入の項・目、雑入の補正予算額1,767万2,000円の増額につきましては、広島県と福山市へ派遣しております職員に係る派遣職員給与費負担金の増減分を整理するものであります。

9ページをお願いいたします。歳出、第2款総務費の項・目、総務管理費一般管理費の補正予算額4,730万円につきましては、老朽化した消防庁舎の改修等の財源確保のため消防施設等維持整備基金積立金として計上いたしております。構成市町別の積立額は、福山市が3,560万円、府中市が820万円、神石高原町が350万円であります。

第3款消防費の項、常備消防費の補正予算額に伴う各署所費別の内訳につきましては、10ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。この補正予算の内容でございますが、給与改定、職員の変動等に伴います職員給与費及び共済費と派遣職員給与費負担金の増減分を整理するものであります。

11ページをお願いいたします。第5款予備費の項・目、予備費の補正予算額4,770万2,000円につきましては、会計収支の調整のため増額するものであります。

13ページをお願いいたします。給与費明細書につきましては、一般職の職員に係ります給与費の補正前と補正後の内容を対比したものであります。

なお、補正予算額の概要につきましては、お手元に配付いたしております補正予算議案説明資料にお示しいたしております。

以上で令和元年度福山地区消防組合一般会計補正予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（早川佳行）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

**12番（高木武志）** この繰越金の額で、このうち支出のほうで積み立てをしていますけれども、この積立金の、先ほどそれぞれの負担をされておられるこの積立金額というのはわかったんですけども、これはこれまで3年間積み立てをされたということなんですけれども、今後の見通しについて何か方針というものがあるのかどうかお示しをいただきたいと思います。

**議長（早川佳行）** 総務課長。

**総務部総務課長（徳光宏明）** 基金の積み立て及びその後の活用についてのお尋ねでございます。

今回の補正予算で4,730万円の積み立てをお願いし、令和元年度末の積立見込み額は1億2,970万円余りとなるものと想定をしております。当初3年間は積み立てのみを行って、その後必要な施設整備への充当ということでお願いをしてまいりました。その3年目が今年度に当たるわけで、来年度につきましては基金の有効活用について当初予算の編成時に検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** 高木議員。

**12番（高木武志）** 活用については、今後新年度予算の中で検討していくということなんですけれども、この基金の積み立てそのものについての方向というのも今度の3月議会で示されるということになるのでしょうか。

**議長（早川佳行）** 総務課長。

**総務部総務課長（徳光宏明）** 基金の積み立てについての今後の方向性についてのお尋ねでございますが、本基金につきましては歳入歳出の決算剰余金のうちからその2分の1を下らない額を今後の老朽化していく施設整備に対しての長寿命化の対策として積み立てるものでございますので、新年度予算で仮に取り崩しを行ったといたしましても、次年度以

降も継続的な積み立てをお願いしていく考えでございます。

以上でございます。

**議長（早川佳行）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（早川佳行）** 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議第12号 福山地区消防組合職員の分限に関する条例の一部改正について

**議長（早川佳行）** 次に、日程第6 議第12号福山地区消防組合職員の分限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**総務部総務課長（徳光宏明）** 失礼いたします。議第12号福山地区消防組合職員の分限に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料をごらんください。

まず、改正理由ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、一般職の会計年度任用職員制度が創設されること及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、職員が成年被後見人または被保佐人に該当した場合の欠格条項が削除されたことから、所要の改正を行うものです。

次に、改正内容ですが、会計年度任用職員に適用される分限休職の期間については、任

命権者が定める期間の範囲内で定めることとするもの及び引用法令の条項ずれを整理するものです。

なお、改正後の条例の施行期日につきましては、会計年度任用職員に適用される分限休職の期間については2020年、令和2年4月1日から、引用法令の条項ずれの整理につきましては公布の日からといたしております。どうぞよろしく申し上げます。

**議長（早川佳行）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高木議員。

**12番（高木武志）** 議第12号福山地区消防組合職員の分限に関する条例の一部改正について討論を行います。

本条例改正は、地方公務員法、地方自治法の一部を改正することに伴い、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることから、会計年度任用職員の分限休職の期間を規定するため、所要の改正を行うものです。同制度は、会計年度ごとの任用と雇いどめを地方自治体の判断で進めることを可能としており、合法的な人員の調整弁となる可能性を否定できず、地方公務員の恒常の職の無期限任用の原則を掘り崩すおそれがあり、認められません。地域住民の生命、財産を守る重要な役割を持つ消防職員は増員するとともに、正規職員とするべきです。

以上のことから本条例改正に反対を表明して、討論といたします。

**議長（早川佳行）** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（早川佳行）** 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第13号 福山地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等  
の一部改正について

議長（早川佳行） 次に、日程第7 議第13号福山地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（徳光宏明） 失礼いたします。議第13号福山地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料をごらんください。

まず、改正理由ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることから、所要の改正を行うものです。

次に、改正内容ですが、第1条は、福山地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例において会計年度任用職員に係る減給処分の対象となる報酬または給料について定めるものです。

第2条は、福山地区消防組合職員の服務の宣誓に関する条例において、国家公務員の取り扱いに準じ、再任用短時間勤務職員を除いた非常勤職員及び臨時的に任用される職員を服務の宣誓の対象から除くものです。

第3条は、福山地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除いた非常勤職員並びに臨時的に任用される職員の勤務時間、休暇等については、任命権者が別に定めることとするものです。

第4条は、福山地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例において、フルタイム会計年度任用職員についても公表の対象とするものです。

第5条は、福山地区消防組合職員の給与に関する条例において、会計年度任用職員の給与及び費用弁償については別に条例で定めるため、本条例から除くものです。

なお、改正後の条例の施行期日につきましては、2020年、令和2年4月1日としております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（早川佳行） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(早川佳行)** これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高木議員。

**12番(高木武志)** 議第13号福山地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部改正について討論を行います。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による一般職の会計年度任用職員制度により、所要の改正を行うものです。

本条例改正は、会計年度任用職員を採用した場合に正規職員と同様懲戒処分を受けることから、懲戒の対象となる報酬または給料を定めることやサービスの宣誓を毎年行わなくてもよいとすること、また勤務時間を任命権者が別に定めることなどを規定するものです。

議第12号と同趣旨で反対を表明して、討論といたします。

**議長(早川佳行)** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(早川佳行)** これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(早川佳行)** 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議第14号 福山地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

**議長(早川佳行)** 次に、日程第8 議第14号福山地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**総務部総務課長(徳光宏明)** 失礼いたします。議第14号福山地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案説明資料をごらんください。

まず、制定理由ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について条例を制定するものです。

次に、制定内容ですが、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する取り扱いについては、福山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を準用することとするものです。

この条例の施行期日につきましては、2020年、令和2年4月1日からとしております。どうぞよろしく願いいたします。

**議長（早川佳行）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高木議員。

**12番（高木武志）** 議第14号福山地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について討論を行います。

会計年度任用職員への給料について、フルタイムの場合は各種手当の支給対象となるのにパートタイムとされた者は期末手当のみであります。通勤費などは従来どおり費用弁償の対象としますが、待遇格差を温存することは認められません。全国では、自治体における常勤、非常勤格差は今や民間以上となっており、臨時非常勤職員の7割が女性であります。公務がワーキングプアの製造場所となって、日本全体の格差拡大を進める結果となっていることを直視すべきであります。仕事の中身が同じなら、権利も給料も同じにすることは公務職だからこそ求められるものです。

以上のことから本条例制定に反対を表明して、討論といたします。

**議長（早川佳行）** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。



本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（早川佳行） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第15号 福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

議長（早川佳行） 次に、日程第9 議第15号福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（徳光宏明） 失礼いたします。議第15号福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料をごらんください。

まず、改正理由ですが、2019年、令和元年の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員に対して採られる給与改定及び同年の広島県人事委員会勧告に伴い、広島県職員に対して採られる給与改定の措置に鑑み、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容ですが、給料表の改定につきましては、国や県に準じ、消防職給料表の給料月額を主に若年層が在職する号給について引き上げるものであり、平均で月額766円、0.24%の引き上げとなるものです。

また、現在福山地区消防組合では採用いたしておりませんが、弁護士など高度な専門的知識、経験を有する者を一定期間採用する特定任期付職員の給料月額を消防職給料表と同様に人事院勧告に準じて引き上げるものであります。

次に、期末手当支給割合の改定につきましては、特定任期付職員に係る今年度の12月期の期末手当の支給割合について、現行の100分の160を100分の165に改めるものであります。また、来年度以降の期末手当の支給割合について、本年度の引き上げ分100分の5を6月期と12月期へ振り分け、それぞれ100分の162.5に改めるも

のであります。その他規定の整理につきましては、準用する福山市給与条例の一部改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

2ページをお願いします。次に、施行期日等についてであります。

この条例は、公布の日から施行し、特定任期付職員の2020年、令和2年6月期及び12月期の期末手当の改正については同年4月1日から施行することとしております。また、消防職職員給料表の改正は2019年、平成31年4月1日から、特定任期付職員の2019年、令和元年12月期の期末手当の改正は同年12月1日から適用することとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（早川佳行）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

河村議員。

**5番（河村晃子）** 議第15号福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について討論を行います。

本条例案は、2019年の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員に対して採られる給与改定及び広島県人事委員会勧告に伴い、広島県職員に対して採られる給与改定の措置に鑑み、所要の改定を行うものであります。

その内容は、消防職員の給料の引き上げや2020年4月から導入されるフルタイム会計年度任用職員への給与支給についても定められています。会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、臨時非常勤職員の大部分を1年任用に移そうとするものです。福山地区消防組合は地域住民の命と財産を守る重要な役割を担っており、任期の定めのない常勤職員を中心とするべきであります。

以上の問題点はありますが、本条例案は多くの消防職員の処遇改善につながるものであり、政治的比重により賛成を表明して、討論といたします。

**議長（早川佳行）** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（早川佳行） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10 議第 16 号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について

議長（早川佳行） 次に、日程第 10 議第 16 号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

予防課長。

警防部予防課長（三好浩正） 失礼いたします。議第 16 号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案説明資料をごらんください。

まず、改正理由についてであります。

3 階以上の階に不特定多数の者が利用する病院、ホテル等の用途が存する特殊建築物において、建築基準法により床面積の規模にかかわらず耐火建築物等としなければならないとされていましたが、建築基準法の一部を改正する法律により、階数が 3 で延べ面積が 200 平方メートル未満の小規模建築物であり、かつ用途により警報設備を設けた場合については当該規制の対象から除外する旨の改正が行われました。これに伴い、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、当該小規模建築物のうち、就寝利用するもの及び自力避難困難者が利用するものについては、避難に要する時間を考慮した安全措置として、避難経路となる階段等の堅穴部分に間仕切壁または防火戸等による一定の区画を要する規定等が新たに追加されました。これらの改正に伴い、所要の整備を行うものであります。

次に、改正内容であります。

福山地区消防組合火災予防条例第 39 条屋内消火栓設備に関する基準において引用しております建築基準法施行令の適用規定の条項ずれの整理を行うものであります。

なお、本改正案の施行日につきましては、公布の日から施行することといたしております。

す。どうぞよろしく願いいたします。

**議長（早川佳行）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

**12番（高木武志）** この議案の説明資料によりますと、この当該小規模建築物のうち就寝利用するもの及び自力避難困難者が利用するものについてというふうに書いてありますけれども、この小規模建築物の具体をちょっとお示しをいただきたいと思います。

**議長（早川佳行）** 予防課長。

**警防部予防課長（三好浩正）** 失礼します。この小規模建築物の具体的内容でございますが、延べ面積が200平方メートル未満で階数が3のもので、用途につきましては病院、患者の収容施設のある診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、入所する者の寝室のある児童福祉施設等となります。

以上であります。

**議長（早川佳行）** 高木議員。

**12番（高木武志）** この中に多分そういった病院、ホテル等もあるでしょうけども、老人ホームとか、あるいは老人短期入所施設、ショートステイなども含まれると思うわけです。このこういった方々が、病院であれば病気になっておられる方とかということですから、こうした防火戸や間仕切壁によってどれぐらいの避難時間がいわゆる確保できるのか、延びることになるのか、その点をお示しいただきたいと思います。

**議長（早川佳行）** 予防課長。

**警防部予防課長（三好浩正）** 失礼します。先ほどの老人ホーム等、防火戸等によりどれだけ早く避難ができるのかという御質問でございますが、今回の改正、国においては建築基準法において改正されたものでありますが、建築物の規模は小規模であれば煙の降下時間よりも早く避難できることが見込まれております。また、就寝利用する用途の場合には、避難に要する歩行時間が短くても火災の確知が遅れることで安全に避難することが困難となるおそれがあることから、警報設備の設置も必要となります。さらに、避難に要する時間を考慮して、避難経路となる階段の堅穴部分についても一定の区画を強化する規定となっております。

以上であります。

**議長（早川佳行）** 高木議員。

**12番（高木武志）** 具体的なちよつと時間をおっしゃらなかったのでよくわかりませんが、この国土交通省のほうのこの堅穴区画の適用について、第11項の中でスプリンクラーなどのその他これに類するものを設けた場合には10分間で遮炎性能を有する防火設備を位置付けたというふうになっております。原則としては20分ということでありましてけれども、この防火戸や間仕切り壁というものがそれぐらいの避難時間を延ばすことができるというふうになるのかどうかというのははっきりわかりません。とりわけ老人ホームなどでいえば、あるいは短期入所、ショートステイなどで見ますと、そういったところに入所される方というのは要介護3、4、5の人が対象になるんですね。いわばどちらかというと介護度が重い、特にそういった入所を受けるところにすれば、4とか5とかそういった要介護の人が、非常に高い人が入所してもらおうほうがある意味でいえばそこに落ちる収入というか、というものにも関係をしていくということで、そういった介護度の高い人がいわゆる3階のほうから防火戸あるいは間仕切り戸があつて避難をするという場合に、果たしてそのことが担保できるのか、逃げる、避難、いざ火事が起こったときに、火災が起きたときに避難することができるのか、そこら辺の担保ができるのか、ちよつとその辺をお伺いしたいと思います。

**議長（早川佳行）** 予防課長。

**警防部予防課長（三好浩正）** 介護が必要な方が素早く避難できるかという内容の御質問であります。このたびの建築基準法の改正によりましては、小規模な建築物、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のものについては耐火建築物としなくてよくなりました。これにつきましては、一定の用途について避難に要する時間を考慮して、さらなる安全措置を求めることとして避難経路となる階段等に、堅穴部分について一定の区画を求める規定が建築基準法の施行令で新たに規定をされたものであります。また、福祉施設は福祉の法令により、2階建て以上が耐火とする義務があることとなっております。

以上であります。

**議長（早川佳行）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高木議員。

**12番（高木武志）** 議第16号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について討論を行います。

平成30年法律第67号の建築基準法の一部を改正する法律により、耐火建築物等の対象から階数が3で延べ面積が200平方メートル未満の小規模建築物で用途により警報設備を設けた場合に除外する規制緩和が行われました。これに伴う令和元年政令第30号建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、当該小規模建築物のうち就寝利用するものや自力避難困難者が利用するものについては、避難経路となる階段等の堅穴部分に間仕切り壁や防火戸などによる一定の区画を要する規定が新たに追加され、そのため福山地区火災予防条例の第39条第1項中の引用条例の条項ずれを整理するものです。対象となる小規模建築物は、老人ホーム、老人短期入所施設なども想定をされております。堅穴部分に間仕切り壁や防火戸等が設置されたとしても耐火建築物でない限り、利用者の安全が十分確保できるとは言えません。市民の命を守るためには、小規模建築物であっても耐火建築物とするべきです。

以上のことから本条例改正に反対を表明して、討論といたします。

**議長（早川佳行）** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（早川佳行）** これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（早川佳行）** 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議長（早川佳行）** 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和元年第3回福山地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

御苦勞でした。

午前11時13分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議長 早川佳行

福山地区消防組合議会議員 棗田澄子

福山地区消防組合議会議員 喜田紘平